

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ています。万世橋出張所長、通院のため、企画課長、体調不良のため、欠席です。

それでは、本日の日程を確認いただきたいと思います。地域振興部、報告事項が4件、政策経営部、報告事項3件の順番に進めていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのように進めさせていただきます。

日程1、報告事項に入ります。地域振興部（1）秋葉原における多言語対応AIコンシェルジュについて、理事者から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、秋葉原における多言語対応AIコンシェルジュについて報告いたします。秋葉原地域では、年明けの1月から生成AIや翻訳AI、AIアバターによる多言語対応AIコンシェルジュ実証事業が始まります。

こちらの事業の取扱いでございますけれども、こちらは東京データプラットフォームのケーススタディ事業の一環として採択されたものでございます。この東京データプラットフォームと申しますのは、簡単に説明いたしますと、東京都のデジタルサービス局が運営するもので、公共であるとか民間などのデータ流通の場を提供して、データの利活用事例を生み出そうという取組でございます。千代田区も会員になってございます。

また、ケーススタディ事業につきましては、防災や観光、それから交通、エネルギーなどの分野で、社会課題の解決に向けた新しいデータケースを創り出そうというプロジェクトと聞いてございます。

区といたしましては、秋葉原地域の観光情報を持っている事業者の方をご紹介するとともに、公共情報を提供いたしました。

事業の詳細につきましては別紙のプレスリリース資料をご覧ください。こちらは運営事業者が12月16日に行ったプレスリリースの資料でございます。まず、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の中段、プロジェクト推進体制をご覧ください。本事業の提案者は、1行目にあります株式会社IP DREAMでございます。2行目にある日立製作所と共にAIをはじめとした情報関連事業を展開している会社でございます。また、千代田区からは秋葉原の観光案内所、アキバ・インフォを運営しております秋葉原タウンマネジメント株式会社と、千代田区の商工業連合会の理事でもありますし、観光まちづくり実行委員会でもお手伝いいただいておりますAkiba.TV株式会社様にご協力を頂いております。

次の3ページ目をご覧ください。このサービスは、ユーザー（利用者）がスマートフォンで2次元コードを読み取り、ブラウザ上で展開するものでございます。21か国語の言語のうちから、ふだん利用者がスマートフォン上で使っている言語を自動で認識いたしまして、音声によってやり取りするというものでございます。ここで発信される情報につきましては、インターネット上の正規の情報元、例えば区であれば区のホームページである

とか、店舗であれば店舗のホームページ、そちらの正規の情報元を事前に記憶させることで、常にそこから情報を取りに行くというものでございます。このことによって、情報の正確性を担保し、かつ更新に当たってはできる限り人の手を介さないという、こちらの実証の事項の一つでございます。

おめぐりいただきまして、実証の期間でございますが、一般の方が見れる期間は1月6日から1月31日までが予定されております。

ご説明は以上なんですけど、よろしければ、昨日、この1月6日に配布するカードが刷り上がりましたので、委員の皆様限りということで配付をさせていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○小林委員長 ただいま担当課長から申出がありましたので、委員の皆様のみ参考に資料を配付したいと思います。

休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

説明が終わりました。委員の皆様から質疑、質問を受けます。

○小野委員 実証事業のご説明をありがとうございます。こちらは比較的短期間だなというふうに思ったんですけども、大体この1月31日までの一般公開の中で、どの程度の情報を収集しようという狙いがあるとか、その辺りについては共有されていますか。

○高橋商工観光課長 まず、こちらのデータの基になる情報につきましては、既に秋頃から情報を収集して入れ込んでいるというところになっております。その中で、実際に使っていただくというところは、秋葉原の先ほどちょっと出てきました観光案内所であるアキバ・インフォで配布したり、あとは歩行者天国のときに、あそこの秋葉原のまちの中で配布したりを想定しております。ただ、例えば何人以上の、使ってもらおうというような目標はまだ立てていないというところがございます。

○小野委員 分かりました。こちらは東京都の事業だと思いますけれども、今回は地区内と言うと秋葉原、多分ほかの地域でも、他区でもいろんな取組がされると思うんですけども、今後こういった秋葉原での実証事業を経て、何か秋葉原の中でもこういうことをやっていこう、または秋葉原に限定せず、千代田区の観光案内ですとか、それからインバウンド向けの防災情報ですとか、その辺りのところに生かしていこうとかいう、区としてのお考えについてはいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、この事業につきまして、事業者とこれまで様々なやり取りをしてきましたが、その中でなぜ秋葉原だったかと申しますと、既に秋葉原の観光に対応する情報がある程度集まっていたということで、まずできることができた。ということは、ほかの地域でまだ情報のないところであるとか、そういう取りまとめをしている方々がないところについては、ゼロからつくっていくということになりますので、なかなかお時間が必要だということがございます。

区といたしましては、今回の実証事業、せっかく事業者の皆様、それから東京都と接点を持って進めてまいりますので、今後もこのような新しい取組、最先端の取組を、様々なところで、その地域に合ったものをしていきたいと考えております。

○小野委員 分かりました。まだこれからというところで、やってみて実際にどういうふうに生かされるかということも検討なのかなと思うんですけども、どうしても地域限定になってしまいますと、インバウンドの方々というのはどこからどこが区境でとかいう、そういう感覚をお持ちになって動いているわけではないと思いますので、やはり東京都と連携して都内全域で多分やっていくことが大事になってくるのかなと思います。

そんな中で、秋葉原について言うと、インバウンドの方々、旅行者の皆様にご協力を頂かないと、なかなかまちの環境美化ですとかその辺りのところ、治安もそうなんですけれども、しっかりと守っていくことができにくい地域だと思いますので、こういうことを機に、何かしら観光案内所ですとかいうところも含めて、総合的に考えていく必要があると思います。

そういう意味で言うと、これについてのその後の結果というんですかね、結果を経てどういうことが見えてきて、そして、どういうふうに秋葉原も含めて考えていくのかということも併せて、何かお答えを頂けるような機会があると非常にありがたいなと思いますけれども、ちょっとすみません、話が広がってはいるんですけども、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、こちらのシステムと申しましょうか、AI コンシェルジュでは、例えば防災情報のようなもので、例えば最初に秋葉原でもし地震に遭ってしまったら、上野公園に1回行きましょうとか、もう区境を越えて対応できるようなものを進めているところです。こちらは東京都の意思でもありまして、進めております。

今回実施した結果をさらにというところでございますが、まずちょっとやってみるということが一つです。それから、事業者としても地域の課題を解決したいという思いが非常に強い会社でございまして、例えばごみの問題であるとか治安の問題であるとか、そういったものに何かできないかというような意識をお持ちですので、協業できるところは協業をしていくというところでやってまいりたいと思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。米田委員。

○米田委員 TDPF、東京都がやっているということで、今注目されていると思います。今回は実証実験で秋葉原のみということは、先ほどの説明で分かりました。今後の展開も、今、小野委員から言ったように、様々広がっていくとは思いますが、これ、デジタル部、うちのDX部との連携も僕は重要だと思っているんですけど、その辺の連携に関してはどのようにお考えですか。

○高橋商工観光課長 まだ事業者とのやり取りだけという形で、デジタル関係の部署との連携はまだしていないところではありますが、ちょっとこの結果を見て、今後どうしていくなど、ちょっと相談してまいりたいと思います。

○米田委員 これ、まさにさっき課長がおっしゃったように、地域課題の解決に向けた取組が肝であると伺っております。これ、今回は実証実験ですけど、東京都の中で広く推進していくと伺っています。今後、これ、横の展開が広がってくると思うんです。ということは、地域課題の解決も含めて、教育の部分も、あと経済の部分も入っていると聞いています。民間企業も180社ぐらい登録されていると聞いております。そのデータを、ビッグデータを利活用して、地域課題の解決とか、様々教育の部門に使っていくということですので、今後、地域振興部だけじゃなくて、横断的に僕は取り組んでいく必要があると思

っているんです。そのときに、地域振興部が主導になるかどうかは私は分かってはいたんですけど、その際に関しても、デジタル部門との連携とか、これは必ずデジタルが絡んできますから、その連携が僕は最後重要だと思っているんですけど、今後の展開等を含めて、最後、お答えいただけますか。

○印出井地域振興部長 今、米田委員からのご指摘でございます。東京データプラットフォームの事業については、官民の様々なデータを集めて標準化しつつ、いろいろな切り口のデータを掛け合わせることで、ご指摘のように地域課題を解決と。そういう意味で、我々が思ってもいなかった新たなサービスを生み出すということが可能になるということで、データのそういった標準化と、事業者とかのマッチングとかというふうになっているかなというふうに思っています。

やっぱりこれについては、先ほど課長がご答弁したとおり、やってみて、それがうまく実装に向けて展開できるのかということ踏まえて、さらに同様なものを横展開するということになるかなというふうに思っています。ですので、現場担当の地域振興部としては、そういった事例をしっかりと千代田区の中、あるいはエリアを越えた形で展開できるように、デジタル部門並びに東京都のデジタルサービス局とも継続して連携して、ご指摘のような形で、新たな課題解決に資するような調整の努力はしてまいりたいというふうに思っています。

○小林委員長 質疑、ほかにございますか。

○のざわ委員 これ、東京都のプロジェクトということで、区のお金は入っていないと思うんですが、このプロジェクト推進体制の企業はどういう形で、決まったのが下りてきたのか。今後どういうふうに、区のお金が入った場合はどういう選定にするのか。ばらばらであるのか、チームであるのか。いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちらの推進体制の、先ほど申しあげました千代田区の関係者以外は、運営事業者であるIP DREAM社が連携をしたというところでございます。ちょっとそちらについては区としては関与しておりません。

また、区費、区のお金についても入れているものではございません。

○小林委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 あ、いいんですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（１）秋葉原における多言語対応A I コンシェルジュについて、質疑を終了いたします。

それでは、次に、（２）国際平和都市千代田区宣言30周年記念事業について、理事者から説明を求めます。

○永見国際平和・男女人権平等課長 それでは、地域振興部資料2を用いて、国際平和都市千代田区宣言30周年記念事業についてご説明申し上げます。

まず事業概要でございます。目的は、平成7年3月に発表した国際平和都市千代田区宣言が令和7年に30周年を迎えます。その趣旨に基づいて、区民等に向けて平和について考える機会を提供するとともに、戦後80年に向かい、戦争の記憶を伝える人々が減少し

ていく中で、未来を担う若い世代への平和意識の醸成と今後の積極的な平和活動への参加の動機づけとなることを目的に、記念事業を開催いたします。

次に、概要でございますが、開催日時は令和7年2月28日金曜日、開演は18時、終了は20時を予定しております。会場はヒューリックホール東京、こちらの会場は会場規模が886人ということで、より多くの方に30周年記念事業にお集まりいただきたく、こちらの規模の会場といたしました。入場は無料でございます。

それからプログラムのほうは、第1部は式典・トークセッション、第2部はコンサートという形で2部形式で行い、第1部、第2部とも、総合司会は元NHKのアナウンサー、藤井康生さんに担っていただきます。プログラムの内容は、1部が式典で、トークセッションということで、区長、議長のご挨拶を頂いたり、平和使節団の団員にご参加いただいて平和トークライブをしたり、あとビデオメッセージを頂いたりということの内容となっております。第2部はゲストによるコンサートということで、横山だいすけさんミニコンサートと、あとSTU48のライブとなっております。最後、「花は誰のもの？」という曲は、区立中学校の生徒との合唱ということで、今企画をしているところです。

次に申込方法でございますが、特設サイトから入力ホームで事前申込みをしていただきまして、抽選制となっております。一度の申込みにつきまして4名まで申込み可能ということで、友人やご家族を誘って、皆さんで来ていただきやすくしております。当選者のみチケット（ハガキ）を発送の予定です。

対象者は、区内在住・在勤・在学者をはじめ、広く千代田区を訪れる人々で、特におおむね30歳未満の若い人をメインターゲットとしております。

周知方法でございますが、広報千代田1月5日号、あと区のホームページやSNSに掲載、またポスター、チラシを作成して、区内の各施設や、あと学校等にもこちらのほうのチラシを配布したいと思っております。

その他事項でございますが、こちらのほうは事業予算としましては、30周年記念事業といたしまして、全体で883万7,000円ということで、主な内訳は、事業委託で665万7,000円、あと会場使用料で210万円でございます。

本事業の委託事業者の選定におきましては、プロポーザル方式で選定をいたしました。ご参考までに、参考資料として「公募型プロポーザル方式による選定結果の公表」というものを参考資料でおつけしておりますので、ご参考までにご覧いただけたらと思います。提案された内容と区の企画を協議しまして、本事業の内容を構成しております。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 この宣言は30年前につくられて、あえて口語調でできているんですけども、その口語調でつくった経緯というのは、何回も説明しているかもしれないんですけど、その説明もないと、何でこういう宣言なのかというのが分かりづらいということもあると思うので、口語調にした理由というのを、改めて、あとできればこの中に説明を入れたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 こちらの宣言文は、皆さん、区民の皆さんと、あと区議会と区との総意でできた宣言ということになっておりまして、すみません、今回、1月5日号で、広報紙のほうで宣言文も、この事業の周知とともに宣言の全文を載せさせて

いただいて、皆さんにご案内をしているところなんです、また当日の会場のプログラム等の中でも宣言を入れたりということで、また皆さんに広く目にさせていただくような機会に努めたいと思います。

すみません。口語調のところは。

○永田委員 何で口語調にしたか。宣言というのは口語調だというのはなら、それで構わないです。

○永見国際平和・男女人権平等課長 はい。

○永田委員 そうということですか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 そう……

○永田委員 まあ、いいです。次、行きます。

○永見国際平和・男女人権平等課長 すみません。

○永田委員 口語調は、一步間違うと、うーん、幼稚まで行かないけども、子どもも大人も分かりやすいという意味ではいいのかもしれませんが、30年たって、この中身は誰もが否定できないような普遍的なものだとは思いますが、一方で現実的ではないような部分がある。例えば戦争を二度と繰り返さないと言いながらも、今まさに中東などで局地的な戦闘状態、紛争が起こっている。それは全て戦争とも言えない。あと核拡散禁止、核拡散防止条例、防止と、あと核兵器禁止条約があって、それは日本は批准していませんよね。そういった現実的なものもあって、その解決方法が最後に、積極的に行動することを宣言すると。積極的に行動して解決になるのかどうか。それ、一步間違うと、非常に言いづらいですけど、偽善になってしまわないかということに疑問を感じるんです、私はこれを読むと。

それを踏まえて、これを基にしながらも、より現実的な、今の時代に合った内容に変える、変えるというか変更していくというか、更新するという作業も検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 はい。休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○小林委員長 委員会を再開いたします。

担当部長。

○佐藤文化スポーツ担当部長 永田委員からのご指摘でございます。この宣言について、今のいろんな状況に合わせて変えていったらどうかというご提案だと思います。口語調については、やはり多くの人に親しみやすい、理解しやすいということで、口語調を用いているという認識であります。

今いろんなところで紛争があったり、世界の平和という意味ではまだ不安定な部分がございます。30年たちまして、この恒久平和を願うということは皆さん一致しているところだと思うんですけども、この宣言を発するに当たっては、やはり議会、区民の方々という議論があって、議決も頂いて今にあるということなので、その辺はまた、新しくするという中では、議会のほうともいろいろ議論、ご相談させていただきながら検討していければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか、永田委員。

○永田委員 問題提起として……

○小林委員長 ですね。はい。

それと、この一部で、ビデオメッセージで広島市長とか長崎市長とか原水爆被害者団体協議会からメッセージを頂くんですね。当然うちのこの宣言は見ていただいているわけでしょう。（「これから」と呼ぶ者あり）これから。

○佐藤文化スポーツ担当部長 平和首長会議というのがありまして、広島、長崎中心に組織されているわけです。全国の多くの自治体が入って、年に一遍、総会とか会議をやるわけですが、実際、去年ですか、私もそれに参加しまして、中身の話は細かくしていないんですけれども、千代田区ではこういう宣言をしていると。で、来年、30周年ということで式典を開催するというので、広島市長さん、長崎市長さんには実際に会ってお話をしてお願ひしているところがございます。当然、依頼文の中にはこういうものもつけて、それに賛同していただければメッセージを送ってくださいということで、今のところ事務レベルではご快諾いただいているので、お寄せいただけたらと思っています。

被団協に関しましては、まさに今年ノーベル平和賞ということで、受賞したということで、それほど今までお付き合いがあったわけではないんですけれども、我々の内容を説明して、ご賛同いただけるということで、メッセージを頂けるということでお答えいただいているということでございます。

○小林委員長 先ほど永田委員が問題提起されていますけど、被団協からもらうメッセージは、うちのをちゃんと見ていただいて、もらわないと、ちょっとこのところは確認していかないと。

それと、この今回の宣言を、先ほど宣言が一番大切で、30年たっているんで、宣言を周知する。これに合わせて、若い人だけじゃなくて、区民にも改めて周知していかなくちゃいけないんで、その辺も含めてイベントを進めないで、イベントだけが独り歩きしてはいけないと思うんで、その辺はちゃんとこの中で、委託しちゃっていますけれども、委託で投げるだけでなく、千代田区としてちゃんとした方向性を持って進めていかなくちゃいけないと思いますけど、その辺はいかがですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 2月28日の実施に向けて、今、選定された事業者と細かい打合せをしております。千代田区の一翼を担っていただいている区議会のご指摘ですから、その点十分に加味をして、そういった意図も入っているような式典にしたい、イベントにしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。

○米田委員 30周年行事をやるということは非常に重要なものと認識しています。ただ、これ、やって終わりということでは一番僕は駄目だと思っております。参加者とか、今後、これをやったことによってどのように区民に伝えていくか、どのように区民に対してフィードバックしていくかというのが重要だと思っているんですけど、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 委員ご指摘のように、この事業を1回やって終わりということではなくて、また来年は戦後80年という節目の年になります。区の様々な平和事業もそれに向けてまた継続して取り組んでいくということで、様々なこの平和意識の

醸成というところは、区の事業を通して多くの方に訴求するような形で事業を実施していきたいと思っております。また、若い世代というところで、今までもいろいろな平和事業に参加して下さっている生徒さん、学生さんというところにも協力をしてもらおうような事業の企画というところも考えてまいりたいと思っております。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 この企画は物すごく大きいもので、また区民の方々にも大切なものでございますので、1部の式典・トークセッションのところで、冒頭のところで、ぜひ千代田区歌とかを歌っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 第1部の式典のほうでは、区歌のほうを歌わせていただくような形で準備しております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○大坂委員 非常に大きなイベントということで、30年たって、宣言をこれからどうしていくのかということをしかりと考えていくということも、恒久平和に向けて行動していくことの一つのことになるのかなと思っておりますので、その大きなきっかけになっていただければいいのかなというふうに思っています。

今回、30歳未満の方をメインのターゲットにするということなんですけれども、一方で抽選制ということなんですけれども、この辺、何か30歳未満の方、例えば小中学だったりとかがそういった方々に対して、優遇されるようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 たくさんお申し込みいただけるようにしていきたいと思っておりますが、区民の方を優先して抽選させていただこうと準備しております。

○大坂委員 区民はまず優先されるということは今理解しました。で、子どもたちですね。未来を担う子どもたちのためにこれをやるんだと、一つの趣旨があるわけですから、そういったところについても優先すべきなのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 委員ご指摘のとおり、この若い世代を対象にメインターゲットとしておりますので、その辺も考慮して抽選させていただきたいと思えます。

○大坂委員 ありがとうございます。その上で、時間が夜の開催になっていきますので、なかなか子どもたちだけとか中学生だけの参加というのは難しいのかなというふうには思うんですけども、そういったところの配慮はどのようになっているのでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 夜の事業ということで、先ほども申込みのところ、一度の申込みにつき4名までというところで、できるだけご家族と一緒に来ていただくというようなところも考えての申込み方法となっておりますが、学校等にご案内する際にも、その辺も付け加えさせていただきたいと思えます。

○大坂委員 できれば小学生でしたら保護者が必ず同伴ですとか、そういった形で制限はしたほうがいいのかなどは思っていますけれども、広く子どもたちが参加しやすいような体制で実施していただければと思っていますので、その点についてはお願いをしたいと



思います。

もう一点が、第2部のゲストコンサートについてちょっと確認をしたいんですけども、この一番最後のSTU48のライブ、今回、広島関連の方々からのビデオメッセージを頂くとか、ノーベル平和賞というところもあるので、広島、瀬戸内中心で活動しているSTUというの是非常に適切なのかなというふうには思うんですけども、一方でこの「花は誰のもの？」を歌うということについて、これは中学生と合唱されるということになるんですけども、これはどのような経緯で決定したんでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 こちらのほうは、出演者のほうは事業者からのご提案というところもあります。

あと、この「花は誰のもの？」という選曲でございますが、もしもこの世界から国境が消えたら争うことなんてなくなるのになというふうな歌詞もございまして、世界の平和を願う歌ということで、このSTU48のほうもこの歌をメインにして活動しているということと、あと今回の事業の趣旨と一致するところもありまして、このイベントの最後の曲とさせていただきますところがございます。

○大坂委員 ありがとうございます。まさに世界平和に向けて創られた曲で、ちょうどこれ、ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに創られた曲というふうには伺ってはいるんですけども、作品についての価値を否定するものではなくて、この式典の中でこの曲を歌うことがどうなのかという視点からの、あくまでもそういう視点からの質疑であるということとは理解していただきたいんですけども。

今、課長がおっしゃられたように、この国から国境がなくなればいいという歌詞が作中に5回も出てくるんですね。ちょっとそこに違和感がいささかあるのかなというふうに思っています。歌を聞いていると、国境があるから争いが起きると、戦争が起きるのは国境があるせいだというようなふうに取りられかねないような歌詞になっていまして、やっぱり国家というものがあって初めて世界平和というのがあるというふうには考えているんですけども、それがまさにダイバーシティですとかインクルーシブという考え方につながってくるんだと思うんですけども、もしこの本区において、世界平和というのは国境がなくなれば実現するものなんだという考え方であるのであれば、それは止めることができないんですけども、そうでないのであれば、ちょっと間違えたメッセージを発信しかねないのかなというふうには思うんですけども、その点についてはどのように考えているんでしょうか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 今回、事業者の提案でこのグループに出ていただくということで、そこも審査の上では得点に結びついたところであるというふうに認識しております。歌の、この「花は誰のもの？」という歌ですけども、大坂委員に言っていただきましたけど、やはり世界平和を願うメッセージソングということで、その部分についてはどなたも異論がないというふうに考えております。歌詞の一つ一つ、どういう意味があるかということについては、どういう配慮が必要かということでは考えなきゃいけないんですけども、単純に国境がなくなるという話だけですと、やはり安定的な平和にも、移民とかそういう問題もいろんなことで出てくると思いますので、すみません、そのあまりこの政治的なところまで踏み込んだことは、基礎的自治体なんで、我々もそんなに深くは検討できないんですけども、やらせていただいて、歪曲したような理解を取られな

いような形で少し進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○大坂委員 ちょっとあまりなかなか理解が苦しいのかなというところがあります。この場所でやるやらないということを決めるものでもないとは思っておりますので、私の意見としてそれは伝えさせていただきましたので、それを踏まえた上で、一度精査をしていただいた上で、どのような形にするのか。やるならやる。形を変えて別の曲にするならする。作品自体を否定するものではないので、STU48さんがその曲を歌うことについて否定するものではないんです。ただ、やはり区立の中学生と一緒に合唱するというのも踏まえた上で、どう判断するのかということが必要なのかなと思っておりますので、一度立ち止まって精査をしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○佐藤文化スポーツ担当部長 ご指摘ありがとうございます。ここはここで、演出上の問題もありますので、この歌をここから排除するというは我々としても考えておりませんけれども、ご指摘の点を十分踏まえた進行になるように努めさせていただきます。

○小林委員長 これ、区立中学校の生徒との合唱って、3校やるんですか。どこがやる。

○佐藤文化スポーツ担当部長 今、中等教育学校以外で中学校が二つあるんですけれども、今その学校と調整中です。合唱部というのがないので有志になっちゃいますので、ちょっとそこら辺は校長先生にも相談させていただいて、どこの学校がいいのか、有志が出るのかということで今調整中でございますので、よろしくをお願いいたします。

○小林委員長 これは夜の、中学生を夜動かす、銀座にということになるんですけどね。その辺も含めて、先ほどいろいろな指摘が、保護者同伴なのかも含めてあると思うんで、その辺は慎重にやっていただきたいのと、そもそもこの事業者は、この宣言をちゃんと読んでいるんですか。ここを受けた事業者がこの宣言を読んでいるんですか。お渡しして、読んで、精査してもらいましたか。大坂委員の質問というのはそんなところ、大切なところですよ。

○永見国際平和・男女人権平等課長 こちら、選定された事業者は、区の平和事業にもこれまで委託されたりということで、戦没者追悼式等にも設営に携わっていただいたりということで、十分、区の平和事業についてはご理解いただいている事業者と認識しております。

○小林委員長 そうじゃなくて、ちゃんと宣言文を理解されていますかと。

○永見国際平和・男女人権平等課長 今、委員長ご指摘の点については、改めて事業者ともこの実施の前に十分確認をして、理解をしていただくように再度確認をいたします。

○小林委員長 お願いします。そもそもこの宣言があるからイベントが起こるんで、宣言を理解していなかったらいけないですからね。その辺はお願いしたいと思っております。

ほかにございますか。

○田中副委員長 私からは、公募型プロポーザル方式による選定の方法についてお伺いさせていただきます。まず、この委員が4名ということで、3名は職員の方なんですけれども、1名学識経験者とありますが、この学識経験者というのがどのような方なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 こちらの学識経験者でございますが、このようなイベントとか演芸業務等の専門性、そういうことの専門性の高い学識経験者ということで、今回、デジタルハリウッド大学の教授の方をお願いいたしました。

○田中副委員長 ありがとうございます。

あと審査の評価項目なんですけれども、例えば社会貢献度の配点が8点で、出演アーティストの配点が120点というふうになっているんですけれども、この配点はどのように決められていらっしゃるのでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 こちらのほうは、今回のイベントの提案内容というところにポイントを置いておまして、1人、ここ、120点の配点、例えば出演アーティスト120点というところは1人、審査員が4人いるので、30点ずつというような持ち点がありまして、合計120点ということで、提案内容を重視するポイントのところに重きを置いているということでございます。

○田中副委員長 こちらで、評価の総合点が303点と、B社が247点で、差が56点なんです。それで、アーティストの部分だけで言うと、99点と57点で42点の差なんです。例えば社会貢献度だとB社のほうが倍になっていて、配点の比率さえ変わっていれば結果が覆った可能性もあるわけなんです。このアーティストだけをこれだけ高くしている理由というのは、どういうことになりますでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 今回、対象を若い世代にということでターゲットを置いておきますので、そういうところから、この出演者については配点を高くしたという経緯がございます。

○田中副委員長 そうですね。若い人向けということであっても、宣言を理解していただくことが目的なのか、コンサートとして来ていただくことが目的なのか、ちょっと分からなくなってしまうようなところがあるんじゃないかなと懸念します。あとまた、A社ありきということで何か選定が進んでいるように見られかねないという点についても、ちょっと危惧しております。

あと、若い世代の方に発信したいということであれば、これはライブの動画配信などや、その後の動画の配信などはありますでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 こちら、当日のほうはライブでの配信も今準備中でございます。それからアーカイブの配信なんです。著作権等がございますので、今ちょっと調整中というところでございます。

○田中副委員長 ありがとうございます。そうですね。ライブ配信とかは今とても大事だと思いますし、あと、もっと言えば、例えば会場をもうちょっと小さくして、ライブ配信のほうをなるべく中心にするなど、今後、この事業に限らず、考えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○永見国際平和・男女人権平等課長 今はコロナ禍を過ぎて、いろいろオンラインでとかということも、いろいろな方法が、事業のイベントの実施の仕方も手法も出てきておりますので、副委員長ご指摘のような点も踏まえて、今後の事業についても考えてまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。いいですか。

先ほどから質問が出ている中で、こういうイベントを決める際に、事業者を選定委員会をつくってやるときに、この4人の中で役所が3人入っていると、役所のお手盛りになっちゃいますよね。役所のやりやすいようになっちゃいけないですよ。役所がやりやすい

ように、役所の中で3人集まって決めれば、1人が反対しても決まっちゃうわけでしょ、反対と言っても。だから、こういう何というか、前から課題になっている委員の構成というのは、なるべく役所の数を減らして行って、でも役所の意見は入るといような工夫をしていかないと、ちょっと何かどうなったのかとなったときに、これは役所がハンドリングしやすいようにやりましたみたいな話になると困るんで、今後やっぱりこういう選定委員会の構成員というのは、ちゃんと配慮してやっていただいたほうがいいかと思えますけどね。その辺はどうですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 事業者を決める際に、入札でやるのかとか、こういった提案型でプロポーザル方式を取るのかというのは、政経部のほうでやっています業者選定委員会を通して、プロポーザルでやっていいよということになっております。プロポーザルで事業者を選定するに当たっては、プロポーザルの要綱がありまして、規定に沿って我々もやっているところなんですけれども、その中では、所管の部長、課長、その部の庶務担当課長に入ってもらって、あとは専門性を審査する段階においては学識経験者を入れるというような規定になっていると思います。

お手盛りになるということもございますので、全庁に関わることなんで、委員長のご指摘についてはまた担当の部署にもお伝えし、我々がやるとしたら、もうちょっと学識経験者を増やして、いろんな各層から審査できるような体制を取れるような工夫をしてまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。お願いします。平和事業ですからね。

ほかに。いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（2）国際平和都市千代田区宣言30周年記念事業についての質疑を終了します。

次に、（3）内幸町ホールの管理運営について、理事者から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、内幸町ホールの管理運営につきまして、地域振興部資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず項番1でございます。内幸町ホールにつきましては、平成17年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、令和7年3月31日までを指定管理期間といたしまして、現在、株式会社コンベンションリンケージが施設の管理運営を担っております。しかしながら、開設以来27年余りを経過しまして、当該施設の老朽化が進んできたことから、令和6年度をもって一旦閉館し、令和7年度から8年度にかけて大規模改修工事を行う予定となっております。

そこで、項番2でございます。今後の管理運営でございますが、内幸町ホール条例の規定によりまして、施設は指定管理者により管理することとされているところでございます。しかしながら、改修工事期間中は利用者向けのサービスは発生せず、備品廃棄運搬や維持保守業務だけが発生するのみであることから、指定管理期間を延長して運営していく意義は薄いものと判断いたしまして、令和7年度につきましては区直営により施設管理していくこととしたいと考えております。

次に、項番3、区直営管理を行うための根拠規定と手続についてですが、まず内幸町ホール条例第3条の2の第2項では、本施設の指定管理者の指定手続については、千代田区

公の施設に係る指定手続等に関する条例の定めるところによると定めております。この規定を引用する公の施設に係る指定手続等に関する条例では、第11条で、区長等は指定管理者の指定を取り消したとき、その他指定管理者による管理を休止する必要がある場合において必要やむを得ないと認めるときは、ほかの条例の規定にかかわらず、必要な限度において、自ら管理の業務の一部または全部を行うことができると定めております。このため、今般、この要件を適用いたしまして、区直営管理を行うことにつきまして、令和6年10月24日開催の首脳会議に付議いたしまして、了解を得たというところでございます。

一方、施設改修中の区の対応につきまして、項番4をご覧ください。これらは予算議決後の実施予定となりますが、保健福祉部所管のカスケードホール、また、民間施設や大学ホールとの相互利用や、区内の文化団体等が代替施設となるホール等を使用する場合の支援の拡充などを予定しております。

最後に項番5、今後の主なスケジュールでございます。まず令和7年3月に既存の施設のホールの貸出しを終了いたします。その7月から大規模改修工事に入りまして、工事自体は令和8年12月頃に終了を見込んでおります。この間、10月までに新たな指定管理者の選定を行いまして、令和8年4月から新たな指定管理者による運営を開始する予定です。なお、新施設のホール運用は令和9年1月からを予定しております。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様から質疑、質問を受けます。

○大坂委員 今回、内幸町ホールの改修に当たって、条例を変更することなく、指定管理を1回外してという方針であるということについては確認いたしました。

この長い間、コンベンションリンケージさんがずっと管理運営をしてきたと思うんですけども、この会社さんはかなり我々中小企業診断士のかいわいでも評価の高い事業者さんとして知られていまして、もちろん内幸町ホールでの実績はもとよりなんですけれども、G7とかG8とか、そういったコンベンションの運営なんかも手がけているというふうに伺ってまして、そういったところについて、区の評価というのは、この会社さん、今まで内幸町ホールを長年やってきた中で、どういうふうに位置づけていらっしゃるのでしょうか。

○菊池文化振興課長 コンベンションリンケージさん、平成17年から4期連続してこちらの施設の運営をお願いしております。非常に堅実な経営でございまして、施設の管理等につきましても、集客などを非常に重視した運営をされております。我々としてもこの企業さんを信用して指定管理者としてお願いしているところでございます。

○大坂委員 もちろんこの大規模な改修に当たって、そういった長年運営をしてきた事業者さんから意見を聴取していらっしゃると思うんですけども、その点についても、これまで積み上げを行ってきて、様々な意見、ノウハウ等については改修にも反映されるという認識でよろしいのでしょうか。

○菊池文化振興課長 一定程度、次の委託管理を行う場合には、この管理運営、引継ぎの期間として、コンベンションリンケージさんをお願いすることになると思いますので、そこら辺のことも踏まえてお願いすることになると思います。

○大坂委員 ありがとうございます。これまでのノウハウ等々が損なわれないようにやっていただければなと思っています。

もう一個、少し細かなところでの確認なんですけれども、今後の主なスケジュールのところで、令和7年10月に新たな指定管理者を選定して、運営開始するのが令和8年4月からなんですけれども、その間、ホールの予約開始が令和8年1月というところで、新たな指定管理者の運営開始が始まる前に予約が始まるんですけれども、この辺の対応というのは問題なく進むんでしょうか。それとも区のほうで対応していかなければならないんでしょうか。

○菊池文化振興課長 新たな指定管理者が決定後はこの受付業務を担っていただくこととなりますが、そのはざまの期間については、区が一定程度担わなければいけないかなというふうに思っております。

○大坂委員 となると、システム等々を、既存の区の今使っているほかの会館等々の予約システムだったりとか、そういったものが併用されるのか、それとも新たに何か出費しなければいけないことが起きるのか、その辺りはどうなっているんでしょうか。

○菊池文化振興課長 今現在その点については検討中ございまして、どちらが効率的か、効果的かということと比較検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○小野委員 施設の改修中の区の対応についてです。民間施設とか大学ホールとの相互利用の促進と書いてあるんですけれども、区内の大学ホールとの相互利用の促進については、一定程度もうめどがついているという認識でよろしいんでしょうか。

○菊池文化振興課長 ちょっとお名前は差し控えさせていただくんですが、大分いい感じで進められていると思います。恐らくうまくいくというふうに踏んでおります。

○小野委員 大変ありがたいです。引き続きよろしくお願いいたします。

それから、（2）番のところにある代替施設についてなんですけれども、ホールなどを使用する際の支援の拡充ということで、これは予算のときにしっかりと出てくるのかなということは思っているんですけれども、想定される範囲というのが、区外の施設も含めて代替施設ということで考えていらっしゃるんでしょうか。

○菊池文化振興課長 現在の構想段階では、区内の施設を利用する場合を想定しております。ただ、文化活動団体自体が、現状、区内にそういった活動施設がないという現状も踏まえまして、ある程度近隣の施設も含めるべきかということについては、今後また深く検討させていただきたいと思います。

○小野委員 ぜひお願いします。

以上です。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 ここの令和7年度、8年度にかけて大規模改修工事等を行う予定の中で、よく日本舞踊の方々ですとか、あと合唱の方々とか、ここに書いてあります区内の文化団体等のよく使うの方々等の意見をよく取り込んで、この大規模改修工事の、その使われる方が使いやすい形での工事というのをぜひお願いさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 工事の内容という、内容についてのご質問というふうに受け止めさせていただきますけれども、工事の内容自体は、竣工以来もう28年近くがたっている

施設ですので、非常に経年劣化が激しいです。ですから、そこら辺のしつらえをきちっと改める。特に音響と照明機器については、これは喫緊の課題として認識しておりますので、そこら辺の更新はさせていただきたいと思えます。

また、内幸町ホールの地形も関係しているんですが、非常に動線の悪さというのが指摘されています。そういったことで、そういったものの改善ですとか、あるいはバリアフリー化というものも行っていきたいというふうに考えております。

また、客室の使用についてなんですけども、若干狭いかなというふうなご意見も承っているところです。そういった客室仕様の改善、1席当たりの広さが少し広がる可能性がありますので、集客の人数が少し現状よりも減ってしまう可能性があるんですが、その分、快適性を高めるような工事を行っていきたいというふうに現段階では考えております。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 いいですか。

今の内容は大切なところですよ。その仕様、大規模改修する仕様については、いろいろ使い勝手とか、現代的に合わせた、音響をよくするとか、音響をよくするのはそれは当たり前前の話で、そうじゃない部分については、どんなものができるかというのは一度報告してもらえませんか。ここ、千代田区でやるんでしょ。

○菊池文化振興課長 予算の審議のときに、様々なこういった議決を頂かない部分がありますので、その段階でお示しさせていただきたいと考えております。

○小林委員長 そうですね。お願いします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（3）内幸町ホールの管理運営について、質疑を終了します。

暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時40分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、（4）子ども読書活動推進計画の素案について、理事者から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、子ども読書活動推進計画の素案につきまして、地域振興部資料4-1、4-2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。本件につきましては、7月8日の本委員会におきまして計画改定の趣旨などをご説明させていただいたところですが、その後、検討を重ねてまいりまして、今般、計画の素案がまとまりましたので、その概要について改めてご報告するものでございます。

早速ですが、概要の資料4-1をご覧ください。こちらは素案の概要をまとめた資料になっております。ちょっとページが飛びますが、まず4ページ、項番5をご覧ください。検討経過でございます。区では昨年度より、有識者や教育関係者などで構成される子ども読書活動推進会議におきまして、これまで5回にわたりまして本計画の検討を行ってまいりました。3回目までは主に前計画の振り返りと課題整理、計画の基本的な考え方などについて検討を行ってまいりまして、4回目、5回目以降はアンケート結果からの課題分析

や計画の具体的な取組などについて検討を進めてまいりました。

次に、前計画の課題について整理をしております。これにつきましては、資料の1ページにお戻りください。項番1です。前計画の施策の柱としましては、大きく分けて、柱の1、特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進、柱の2として子どもを取り巻く大人への支援、柱の3としてボランティア活動の支援ということを3本柱に取り組みました。計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響もありましたことから、まず柱の1の特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進では、当事者やその保護者のニーズの把握、読書支援のサービスに関する周知方法の検討や幅広い情報提供、柱の2の子どもを取り巻く大人の支援では、対面式以外での講座の検討や保護者、教職員のニーズの把握、柱の3、ボランティア活動の支援では、区立図書館を含む関係機関の役割の再整理や、さらなるボランティアの活用方法を検討することなどが取組に対する課題として整理をされました。

次に項番2、児童や生徒などへのアンケート結果からも課題の分析を進めてまいりました。今回は従前、児童・生徒様を対象にしました調査に加えまして、こちら、第1回の検討会議の中での議論を踏まえまして、九段中等教育学校の後期課程の生徒様、また区立小学校に通う児童の保護者様を対象にしたアンケートも実施してまいりました。そこから見えてまいりました課題としまして三つございまして、小・中学校では朝読書などの継続や読書時間の確保によって子どもの読書習慣を促進していくこと。それから高校生につきましては、進路や学業で多忙な世代ですので、限られた時間の中で読書の優先順位が上がるようなきっかけづくりをすること。保護者に対しましては、子どもの読書活動推進の担い手としての施策を展開し、親子が共に読書に親しめる機会の創出を進めることが重要といった課題分析がなされました。

続きまして、2ページ目です。項番3の計画改定のポイントになります。これまで進めてまいりました課題分析や議論を踏まえまして、計画の基本理念を「「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」をめざす～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～」という基本方針として進めてまいります。

ここから、基本方針としまして四つの柱を立てました。柱の1、豊かな読書体験ができる環境と機会の充実、柱の2、多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実、柱の3、紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供、柱の4、身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進でございます。

続きまして4ページ目です。施策の担い手ですが、本計画では、家庭、学校・園、図書館、地域、この中にはボランティアですとか書店ですとか出版社、大学なども含みますが、これは全ての人を担い手として捉え、千代田区全体でつながり合いながら読書活動を推進していくこととしております。

そして、（2）めざすべき目標の設定といたしまして、前回の計画までは明確に定めておりませんでしたKPIを導入いたしまして、読書時間の確保や読書に対する意識の変化等を測定するため、七つの施策目標を設定いたしました。目標の1、本を読むのが好きな児童・生徒の割合を増やす。目標の2、調査実施の前月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合を減らす。目標の3、大切な本や忘れられない本がある児童・生徒の割合を増やす。目標の4、多様な子どもたちの資料の充実。目標の5、千代田Web図書館の児童・生徒



向けコンテンツ数の充実。目標の6、乳幼児向けおはなし会の参加人数を増やす。目標の7、子どもから大人までを対象にしたイベント・講座等の実施件数を増やす。という目標を設定いたしました。これらの目標を現状よりも改善していくことを目標にしまして、施策の進捗管理を行ってまいります。

次に5ページ目、ごめんなさい。（発言する者あり）4ページ目です。ごめんなさい。この四つの基本方針を実現するための主な取組です。詳細な説明については割愛をさせていただきますが、具体的な取組内容につきましては、資料4-2の本編の参照ページをご案内させていただきます。

まず、柱の1、豊かな読書体験ができる環境と機会の充実については、こちら、本編の資料4-2につきましては、21ページから22ページをご覧ください。項目としまして、図書館でのイベントや講座・講演会の実施、本の街千代田の特徴を活かした取組み、ボランティアなど人材の育成・活用、図書館における新たな読書空間の創設といったものを挙げております。

次に、柱の2の多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実につきましては、本編の資料4-2につきましては22ページから23ページになります。五つ項目がございます。て、「りんごの棚」の設置、外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施、本のある場所に行きにくい子どもへの支援、図書館における新たな読書空間の創設、こちらは再掲になります。それからICTを活用した読書環境の充実を掲げております。

次に柱の3、紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供、これにつきましては本編の資料4-2は24ページの上段になります。2項目ございまして、貴重資料のデジタル化の推進と図書館のDX化の推進を掲げております。

柱の4、身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進につきましては、本編の資料4-2につきましては24ページの下段から25ページになります。4項目ございまして、はじめての人が学べる読み聞かせ講座、SNSを活用した情報発信、また、新たなSNSの活用、学校への情報発信といったものを掲げております。

区は今後この四つの基本方針を実現するために、これらの施策に重点的に取り組んでいくこととしたいと考えております。

なお、本編資料4-2の巻末の26ページ以降ですが、本計画の検討会議体である子ども読書活動推進会議の名簿と、その設置要綱が記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。

最後に資料4-1に戻ります。4ページの項番6です。今後のスケジュールでございます。今後ですが、令和7年1月20日から2月7日までの期間にパブリックコメントを実施いたします。その対応状況につきまして、2月下旬に第6回の子ども読書活動推進会議に報告し、3月の教育委員会にお諮りし、議決を賜った後、計画の策定完了を目指して取り組んでまいります。

説明が長くなりました。以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。

○小野委員 ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。今回、KPIを設定されたということで、7点あるんですけども、これは11年度までの管理をされるということで、一つ一つ数で出される、数字で出されるんだなというのが何となく分かるんですけども、

これは年1回、何かしらアンケートを取るとか、どういうふうに通過を見ていかれるんでしょうか。

○菊池文化振興課長 今回実施いたしましたアンケートを継続して行ってまいります。現状では毎年やっていきたいと考えております。

○小野委員 分かりました。アンケートの回答率というところにも少し差が出てくるかなと思うんですけども、明確にそうだなと出てくるものと、好きとかその辺についてはそれぞれの主観のところに基づくしかないのかなと思うんですけども、このKPIを途中で確認される中で、見直しだとかそういったこともある程度は想定をされているんでしょうか。進捗管理の中で、いろいろとやってきたけれども、ここは意外と伸び悩んでいるよなとか、ここが減らせないとかいうのが見えてくると思うんですね。そういう場合というのは、何かマイナーチェンジをされるとか、手段を少し見直しされるとか、何かそういうところまで想定をされているんでしょうか。

○菊池文化振興課長 この計画期間中のKPIについては、この目標を使わせていただきたいと考えております。この計画期間が終了した段階で、この施策の取組状況というのがこの数字として表れてきますから、我々の取組が有効だったか、あるいは不足だったかというところが見えてくると思いますので、それを検証させていただいて、改めて次の計画のときにはKPIの見直しといったことも必要になってくるかなというふうに考えております。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○のざわ委員 この4ページの②多様な子どもたちへの2のところ、外国語の絵本の展示、読み聞かせのところなんですけど、この外国語の絵本、これからそれ以外の本も増えるのかもしれませんが、言語の選択は、千代田区に住んでいる国の方の比率なのか、世界の中で言語が多く使われている順なのかと、千代田区に大使館がある国順なのか。何か今後、体感的なんですけど、今年6月ぐらいからかなり外国の方が増えているような気がするんで、今後もそういうのも必要なのかなと思ったんですけど、どのようにお考えか、教えていただけたらと思ひまして。

○菊池文化振興課長 この主な取組の中に、外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施といったところの取組の内容をご覧いただければと思うんですけど、区内で様々な大使館がございまして、そういった大使館と連携した読み聞かせイベントなどを想定しているところがございます。ただ、多言語的な図書の実用性というのは私も認めるところでございます。ただ、全ての言語を網羅的に用意するというのは不可能だと思ひますので、それはDX、ICTの活用を利用して、様々な言語に対応していきたいというふうに考えております。

○のざわ委員 あともう一つ、ちょっと正確には申し上げられないんですけど、今ハーバードのほうの全ての書籍が、何かチャットGPT等で読み込むことができるようになるという仕組みがあるという記事を読んだことがあるんですけど、この千代田区の図書館とかも、そういう要望があったら、そういうような読み込みに対応するような方向で動かれるんでしょうか。まあ、でも。まあ、そういう検討とかをされているんでしょうか。いかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 本編の24ページの基本方針③の記載のところに、図書館のDX化の推進の事例で、今、委員におっしゃっていただいたような事例と比較検討ができるような事例を記載させていただいております。例えば東京都立図書館で提供されているような仮想の本棚機能などの検討ですとか、あるいは、今、貸出券が紙ですので、それをデジタル技術を活用して顔認証で貸出し処理ができるようなとか、そういったDX化というのを今想定しているところです。すぐにこれは予算化できる事業ではありませんので、調査検討の項目になっていますが、可能な限りDX化の効果というものを活用しながら、こういったものを進めてまいりたいと考えております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 1点だけ。まず、目標を決めていただいて、ありがとうございました。

あと本編のほうなんですけど、特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進というところで、課題は読書支援サービスに関する周知方法の検討や幅広い情報提供が必要と書いています。まさにそのとおりだなと思っています。ただ、機械の発展も今すごい発展しております。デジタルもそうなんですけど、例えば拡大読書器とか、あと目が本当に不自由な方でも、弱視の方でも見えるような眼鏡、こういった眼鏡も今出てきております。こういった機器を図書館に置くことによって、本に触れ合える人が増えていると聞いております。そういった機器を図書館に入れるというのはこういう計画の中に入っているんでしょうか。

○菊池文化振興課長 同様に、本編の23ページの、こちらは施策の中の基本方針②の主な取組を五つ事例を挙げているんですが、その5番目ですね。ICTを活用した読書環境の充実といったところで、多様な子どもたちの読書環境を充実させるため、例えばスマートスピーカー、これは声で操作して図書の検索ですとかオーディオブックの利用などができる、そういったサービスなどもございます。様々なICT技術が今進展しておりますので、そういったICT機器の活用を進めながら、様々な多様な子どもたちの読書活動の推進につなげてまいりたいと考えております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

その他、ございますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

このパブコメをやりますね。終わった後はご報告いただけるんでしょうか。

○菊池文化振興課長 説明が漏れておりまして、申し訳ございません。パブリックコメントの結果はこの議会にご報告させていただきます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、（４）子ども読書活動推進計画の素案について、質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。政策経営部（１）公益通報制度による行政監察員からの報告及び再発防止措置について、理事者から説明を求めます。

○佐藤法務担当課長 先般9月5日付で、行政監察員から、区の選挙管理委員会の事務に

関しまして、職員等公益通報条例に基づく通報を受理したとの報告がございました。また、先日、区長に対し調査結果の報告もございました。私からは、この通報内容と、あと調査結果につきまして、ご報告させていただきます。

まず、通報内容でございますけれども、2点ございました。1点目は、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の投開票事務におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律——廃掃法と以後申し上げます——が必要とする許可を受けていない事業者Aに、各投票所で発生した一般廃棄物を運搬させたことは、廃掃法第7条第1項に違反するのではないかとこの通報内容がございました。そして、2点目の通報内容でございますが、本庁舎へ運搬させた一般廃棄物を処理場へ運搬する業務を委託しております事業者Bに対し、千代田区の条例、一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例で定める手数料を超えた金額、これを業者に支出しているのではないかと。これは区条例違反ではないかということが通報内容の二つ目でございます。

これに関しまして、行政監察員から調査報告書の結果を受けております。まず第一に、通報①につきましては、結論から申し上げますと、事業者Aが物品を回収・運搬したことは、そもそも廃掃法上の廃棄物に当たると認定することはできないので、廃掃法違反であると判断することはできないという結論を頂いております。一方ですが、通報の2番目の通報に関しましては、結論から申し上げますと、事業者Bとの間で締結した契約は、区の条例に違反するものと言えるというご報告を受けております。

理由につきまして申し上げます。廃掃法第7条12項を受けました区の条例につきましては、一般廃棄物の収集及び運搬に関わる廃棄物処理の手数料の原則的な金額を1キログラム46円と定めております。本件を見ますと、委託契約書には当該手数料の記載はございませんでした。他方、請求書等の記載から計算をいたしますと、本件では1キログラム当たり手数料は330円となりました。これは原則の46円を超えたものとなりますので、原則的に違法になるのではないかとご報告を頂いております。

これに関しまして、事業者Bの説明でございますけれども、上記手数料は上記の範囲内で概算してありまして、その中には人件費ですとかその他の運搬費も含まれるということで、手数料自体は上限を超えていないというご報告がございました。ただ、当事者との契約でございますので、契約書に内訳等が記載、明記していなければならないということもでございます。また、それに基づきまして、東京都の二十三区清掃協議会の作成の手引きによりますと、上記手数料とは別に料金を徴収する場合には、契約書には当該料金を明記しなければならないとも記載されております。このことからいたしますと、原則どおり、区の条例に違反するものであるとの結論を頂いております。

本報告書ですが、区長に報告がされまして、区長から千代田区の選挙管理委員会に対し通知がございました。同委員会では、この報告結果を踏まえまして、再発防止の措置を講じるように通知しております。で、再発防止の措置は既に講じられていると聞いております。

私からの説明は以上でございます。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、3の再発防止措置につきましては、私のほうからご説明させていただきます。

まず3点ほどありましたが、まず初めに、選挙執行に関する事務マニュアルの中で、

この廃掃法の関係のところは特段にこの手数料とその他を分けてというようなことも明記しておりませんでしたので、その辺りの関係はマニュアルのほうに明記するというので、修正していきたいというふうに考えております。また、この件だけではなくて、様々投票事務とか開票事務とかがありますので、そういう中の事務マニュアルのほうも改めて点検するということが1点でございます。

また、各担当のほうでその辺りの法令とか条例、規則等をチェックした後、確認した後に、チェックする立場である長のつく方がその辺りの確認もしていくということで、事務の執行管理を行うということでございます。

3番でございますけど、これは都知事選の関係でございますので、先ほど法務担当課長からご説明が、9月の段階でそういうのがあったということで、これは誰だっけ、行政監察員のほうからそういう事実があるということがありましたので、衆議院選挙のときの契約におきましては、手数料に関わる収集・運搬の部分と、あとその他業務というのは、基本的には各投票所から地下に持ってきて、まだ廃棄物かどうか分からない、要るもの、要らないものというのは仕分をするという業務とか、そこからそれは外に搬出するとか、そういうような特別業務として、先ほどのありましたように、東京二十三区清掃協議会の手引きによりまして、別途でそれは計上できるということになっておりますけども、そこを明確にしなくちゃいけないということでしたので、その辺りにつきましては、衆議院議員選挙におきましては明確な内訳はつけているということでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

○大坂委員 るる説明をありがとうございます。一つだけ確認をさせていただきたいのは、あくまでもこれは契約の仕方にそごがあったということであって、不当に業者さんにお金を高く払ったとか、そういうようなことではないということでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 これ、そこまで書いていないですけど、業者のほうで、手数料のほうは、先ほど説明があったキログラム46円が上限ということでございますけども、これに関しての手数料に関わる部分でやると、キログラム40円でやっておりますので、条例を違反しているということはありませんので、うちの区のほうから過大に支出しているということはありません。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 いいですか。はい。それでは、（1）公益通報制度による行政監察員からの報告及び再発防止措置についての質疑を終了します。

次に、（2）旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家Ⅰ期施設の建物解体について、理事者から説明を求めます。

○夏目財産管理担当課長 それでは、旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家Ⅰ期施設の建物解体につきまして、政策経営部資料2によりご説明いたします。

初めに1番の概要です。旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家Ⅰ期施設は、それぞれ平成29年度一般会計予算に対する附帯決議等を受けまして、再活用に向けた検討を進めてまいりました。しかしながら、箱根千代田荘については既存建物を残したままの活用が、軽井沢少年自然の家Ⅰ期施設につきましては教育目的による活用が困難であるとの結論に

至りました。このため、改めてそれぞれの施設について庁内需要を調査し検討した結果、建物については活用の見込みがないことから、建物を解体することといたしました。

2番、経緯です。こちらは各施設について、建物がある状態での検討が困難である旨の議会への報告と、その後の庁内における需要調査の経緯を示しております。まず本年2月ですが、文教福祉委員会におきまして、軽井沢少年自然の家の教育目的による活用断念の旨を子ども部のほうから報告いたしました。これを受けまして、当該施設の活用可能性を全庁的に確認する目的で庁内需要調査を行ったところ、9月に、建物については活用に関する需要がないということを確認いたしました。次に、前回11月の当委員会で、地域振興部より旧箱根千代田荘の既存建物の活用は困難である旨をご報告いたしました。それと並行しまして全庁に需要調査を実施しましたところ、こちらも建物の活用に関する需要がないことを確認したところでした。

これらの結果を受けまして、首脳会議におきまして、3、参考にもありますとおり、施設を使用しない状態でもそれぞれ年間700万円からの経費負担が生じている状況であるため、両施設の解体を決定するとともに、土地の活用策につきましては引き続き検討する旨を確認いたしました。

最後に4、その他ですが、両施設の解体に向けて、令和7年度当初予算に建物の解体設計経費を計上する見込みとなっております。

簡単ですが、説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 これは、壊すということは、次の活用法がある程度見えた上で取壊しをする。それを千代田区で負担すると、そういうことでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 まず箱根千代田荘に関しましては、議会に、先ほど触れました予算の附帯決議のほかに、再活用に関する決議ということで、保養施設というようなものをまた改めて利用できるよというふうな検討するよという、そういった決議を受け検討してきたところです。その保養施設、区が造ったりですとか事業者を募集したりというのが難しいという結論が出ましたので、今後は建物を除却した上で、引き続き地域振興部におきまして、区民の保養ですとか産業振興等に資する機能などを幅広く検討する。そういった方向性で取り組んでいくというふうに聞いております。

一方で、軽井沢少年自然の家につきましては、先ほど申しましたけども、教育目的による活用は断念しまして、ほかに需要もなかったことから、今後は財産活用の視点なども含めて貸付けなども検討していく。そういったような方向性で考えております。

○のざわ委員 そうですね。この維持管理費用、各それぞれ700万、850万、これをどういうふうに考えるかということだと思んですけど、たまたま先日、神田のお勉強会で、ある文京区の場所がございまして、物すごい格式の、格式というか、古い旅館が出てきたんですけど、最終的にはその東大の先生は教えてくれなかったんですけど、地元では40年賃貸借、要は造る方が物を造って、40年たったら更地で返してくれると、そういう契約をしているんじゃないかというふうに、秘密保持契約等々があってそこら辺は教えてもらえないんですけど、そういう形での、物を造って活用を考えるというのも大切だと思うんですけど、一方で非常に希少価値のあるところでもあるので、そういう何十年間の賃貸借という形で、事業者の方にも協力していただけるようなことが可能であるのならば、

両にらみでご活用いただくと、区の施設の有効活用、経費削減等々になるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 今頂きました、例えば定期借地などというやり方もあるかなとは思いますが、箱根千代田荘につきまして、そういったことも含めて地域振興部のほうで幅広く検討されるというふうに考えております。また、軽井沢少年自然の家につきましても、先ほどちょっと申しましたけども、今後、財産活用の視点からということには、今、委員がおっしゃられたような活用策も含めて検討することになると思いますので、いずれにしましても区民に利益を還元できるような、区の経費節減につながるような活用というのを併せて検討していきたいと思っております。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

○小林委員長 ほかに質疑はございますか。大丈夫。はい。

それでは、（２）旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家Ⅰ期施設の建物解体についての質疑を終了します。

次に、（３）千代田区防災対策事業計画の改定について、理事者から説明を求めます。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料３－１「千代田区災害対策事業計画の改定について」に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに１、千代田区地域防災計画との関連でございます。千代田区地域防災計画で掲げた減災目標の達成のため、千代田区防災会議に参加している区、警察、消防、インフラ事業者等の機関が行っている様々な防災施策のうち、区が主体となって行っている施策をまとめたものがこの災害対策事業計画でございます。

当計画はこのように地域防災計画の下位計画としてあるもので、千代田区災害対策基本条例第２０条に基づく区独自のものです。その中では、減災目標の達成に向けて、より具体化・細分化した減災に向けた施策目標を設定しており、それらに基づく取組を掲載しております。

次に、２、改定経緯でございます。現行計画の計画期間が今年度で満了となっているためでございます。

続きまして、３の改定素案についてでございますが、改定素案の作成に当たり、今回、見直しや追加を行った内容は主に４点でございます。

まず、（１）千代田区の現状・特性と課題です。現行計画では「千代田区の特性と課題」としていた部分について、区の現状・特性と、そこから導き出される課題、そして課題解決のための取組という構成に変更いたしました。その中で、自助の重要性と一層の推進について、また、避難所における非常用発電機の整備について追加したほか、昨今の気候変動と防災・減災との関係性については、トピックスで記載いたしました。

続いて、（２）減災に向けた施策目標の見直しです。まず①の室内の防災対策の促進については、室内の防災対策は自助の部分であることから、「普及啓発活動の推進」に統合いたしました。②姉妹提携都市や民間事業者、区内大学等とのさらなる連携を推進するため、「他自治体及び事業者等との連携」という項目を新たに追加いたしました。

次に、（３）千代田区地域防災計画の修正等への対応です。令和６年地域防災計画の修正内容などを踏まえ、幾つか細かな修正と追加を加えた箇所がございます。まず、①令和６年修正地域防災計画において、新たに追加した災害対策の項目でございます。具体的に

は個別避難計画の作成と、あと東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等のDXを活用した帰宅困難者対策における各種取組などがございます。②総合防災情報システムの導入については、事業名「災害時における情報提供手段・通信手段の整備」として新たに追加いたしました。また、各種訓練の実施については、システムの活用を前提とした記載に修正したほか、普及啓発活動の推進の新たな取組として、千代田区防災ポータルを活用というものを追加いたしました。そして、③普及啓発活動をより一層推進していくため、新たな取組事項として、防災イベントの実施と防災備品の紹介を追加いたしました。

続いて（４）の目標設定事業です。こちらは今回の改定で新たに追加した要素となります。計画中に記載する多くの事業のうち、計画期間終了時点での具体的な目標を設定できる八つの事業を目標設定事業とし、年度ごとの取組内容などを記載することで、より実効性の高い計画とすることを目的としております。

そして、（５）の千代田区災害対策事業計画、平成30年から36年度の振り返りですが、こちらは現行計画におけるこれまでの取組成果や今後の課題などをまとめております。

そして、最後に4の今後のスケジュールについてです。本日のご報告の後、来月のパブリックコメント実施、2月の1定でのパブリックコメントの結果報告等を経て、3月に改定完了を予定しております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様から質疑、質問を受けます。

○入山委員 今回、千代田区災害対策事業計画の改めて改定ということで、日々いろんなことが年によってどんどんどんどん新しくなっていくと思うんですけども、そういうようなことがここには書かれているのかなということは理解しました。

今後のスケジュールのところは1点だけ。パブリックコメントについて、1月という明記があるんですけども、大体何日ぐらい予定されているのでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 意見募集期間といたしましては、令和7年1月20日月曜から2月3日月曜の2週間を予定してございます。

○小林委員長 入山委員、いいですか。

田中副委員長。

○田中副委員長 ご説明をありがとうございました。この改定におきまして、自助ということがより強調されているということもありまして、千代田区では在宅避難ということがもともと設定されていますので、最近、各自治体でカタログギフト、防災備品だったりとか備蓄物資を区民の方にお配りするという取組が行われていまして、昨年度から江東区で始まって、その後、世田谷区、中央区、板橋区などで行われているということなんですが、千代田区での取組としてはいかががご予定されていますでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 田中委員のおっしゃるカタログギフトによる防災備蓄の推奨みたいな事業につきましては、各区で行っていることは承知しております。ただ、非常にコストのかかるものがございますので、実際の自助の推進との関係性について今後調査研究してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。デジタル、いいですか。いい。デジタル、いい。ああそうですか。



それでは、（3）千代田区災害対策計画の改定についての質疑を終了します。  
以上で政策経営部の報告事項を終わり、日程1、報告事項を終了いたします。  
日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関、何かございますか。（発言する者あり）なし。はい。

それでは、ご協力いただきまして、ありがとうございました。本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時23分閉会